

1 公益財団法人神奈川県結核予防会定款

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 目的及び事業（第4条～第5条）
- 第3章 資産及び会計（第6条～第12条）
- 第4章 評議員（第13条～第17条）
- 第5章 評議員会（第18条～第28条）
- 第6章 役員（第29条～第35条）
- 第7章 理事会（第36条～第45条）
- 第8章 定款の変更及び解散等（第46条～第49条）
- 第9章 公告方法（第50条）
- 第10章 内部組織（第51条）
- 第11章 補則（第52条）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県結核予防会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

（業務提携）

第3条 この法人は、次に掲げる法人と提携し事業を行うことができるものとする。

公益財団法人結核予防会

第2章 目的及び事業

（目 的）

第4条 この法人は、各種健康診断及び結核予防思想の普及等の事業を通して、県民の健康と福祉の増進を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、神奈川県内において次の事業を行う。

(1) 結核を中心とする呼吸器疾患及び生活習慣病の予防等並びに普及啓発事業

(2) 公益財団法人結核予防会と連携して行う疾病予防に関する事業

- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第7条 この法人は、基本財産について、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

3 前項の評議員会の承認は、特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、ゆうちょ銀行若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、

理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を得た書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程（以下「役員等報酬規程」という。）
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号に掲げる書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。
- 5 この法人は、定時評議員会の終結後直ちに、第50条第2項の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- （公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第13条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の

規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア）国の機関

（イ）地方公共団体

（ウ）独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

（エ）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

（オ）地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（カ）特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項の決議に参加する。

(任 期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員には、その職務の対価として1日当たり12,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

第5章 評議員会

(構 成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事(以下、「役員」という。)の選任又は解任

(2) 役員の報酬及び賞与(以下、「報酬等」という。)の額

(3) 役員等報酬規程

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下、「計算書類等」という。)の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分及び除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の決議に基づく各理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 理事又は監事の解任

(2) 定款の変更

- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第13条又は第29条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事長が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法第197条が準用する同法第90条第3項に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときに意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときに、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会

の招集の通知が発せられない場合に、直接理事会を招集すること。
(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求めることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期、前任者の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内及び毎事業年度開始前の 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長に対し、理事長以外の理事から理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合であって、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合は当該理事が、同項第 4 号後段の規定により監事が招集する場合は当該監事が、理事会を招集する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席理事のうちから選出する。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わる

ことのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、理事長の選定を行う理事会及び理事長が欠席した理事会の議事録については、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

3 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日（第43条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第14条第1項の規定についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲

げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告は、一般法人法第199条で準用する同法第128条第3項の規定により、定時評議員会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 内部組織

(内部組織)

第51条 この法人に事務局、医局、健診技術局及び事業所を置き、所要の職員を置く。

2 重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行い、その他の職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局、医局、健診技術局及び事業所の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の

開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日の前日に在任する理事の任期は、変更前の寄附行為第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の登記の日までとする。

4 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 大久保吉修 磯村共庸 今井三男 高橋 章
坂口法久 柴田則子 長谷川英之 杉政龍雄
監事 中本優司

5 この法人の最初の理事長は、大久保吉修とする。

6 この法人の最初の専務理事は、磯村共庸とする。

7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

豊澤隆弘 高橋健一 宇田川一彦 高塚園美
石本健二 松尾美智代 大熊隆二